

中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)

平成31年度
「宮城県全域に向けた省エネルギー相談
プラットフォーム事業」
について

宮城県プラットフォーム事業者

NPO法人環境会議所東北

宮城県仙台市泉区上谷刈3-10-6

TEL: 022-218-0761

E-Mail: kk-tohoku@kk-tohoku.or.jp

H31年度 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業



「省エネ相談地域プラットフォーム」とは

- 省エネ支援事業者が地域の専門家(商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等)と協力して作る「**省エネ支援の連携体**」。
- エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、一貫して中小企業の取組をきめ細かに支援します。

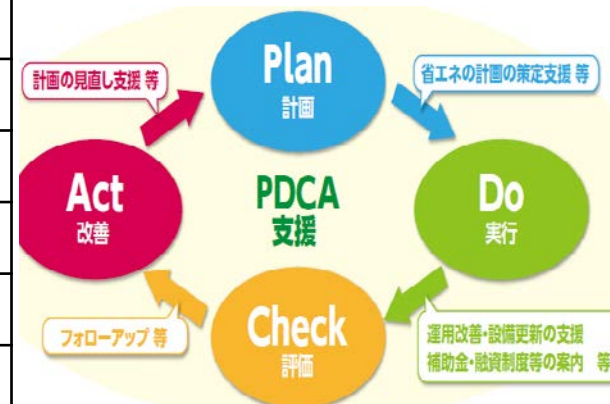
省エネ推進は、ランニングコストの削減に加えて、経営体質強化等の経営力向上効果が期待できます。組織が一丸となって省エネ意識向上をはかることで、組織力のアップや体制強化に直結します。



詳しくは
全国省エネ推進ネットワークHP
 参照
https://www.shoene-portal.jp/about_pf/
 全国省エネ推進ネットワークHP 検索

東北地域の省エネ地域プラットフォーム

支援対象地域	事業者名
青森県	特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク
秋田県	株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング
岩手県	特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて
宮城県	特定非営利活動法人環境会議所東北
山形県	特定非営利活動法人環境ネットやまがた
福島県	特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク
宮城県、山形県、福島県	一般社団法人カーボンマネジメントイニシアティブ



省エネルギー相談地域プラットフォーム

省エネ取組のあらゆる
フェーズでサポートします。



専門家が訪問して
直接アドバイスします。

専門家の具体例

省エネ分野

エネルギー管理士

技術士

建築士

ガス、電気主任技術者

経営分野

中小企業診断士

金融機関

会計士

税理士

〈連携例〉 [宮城県の例]

(一社)みやぎ工業会
仙台商工会議所
宮城県中小企業団体中央会
(一社)宮城県産業廃棄物協会
(公財)みやぎ産業振興機構

★「省エネルギー診断&相談」を、ご活用されては如何ですか！

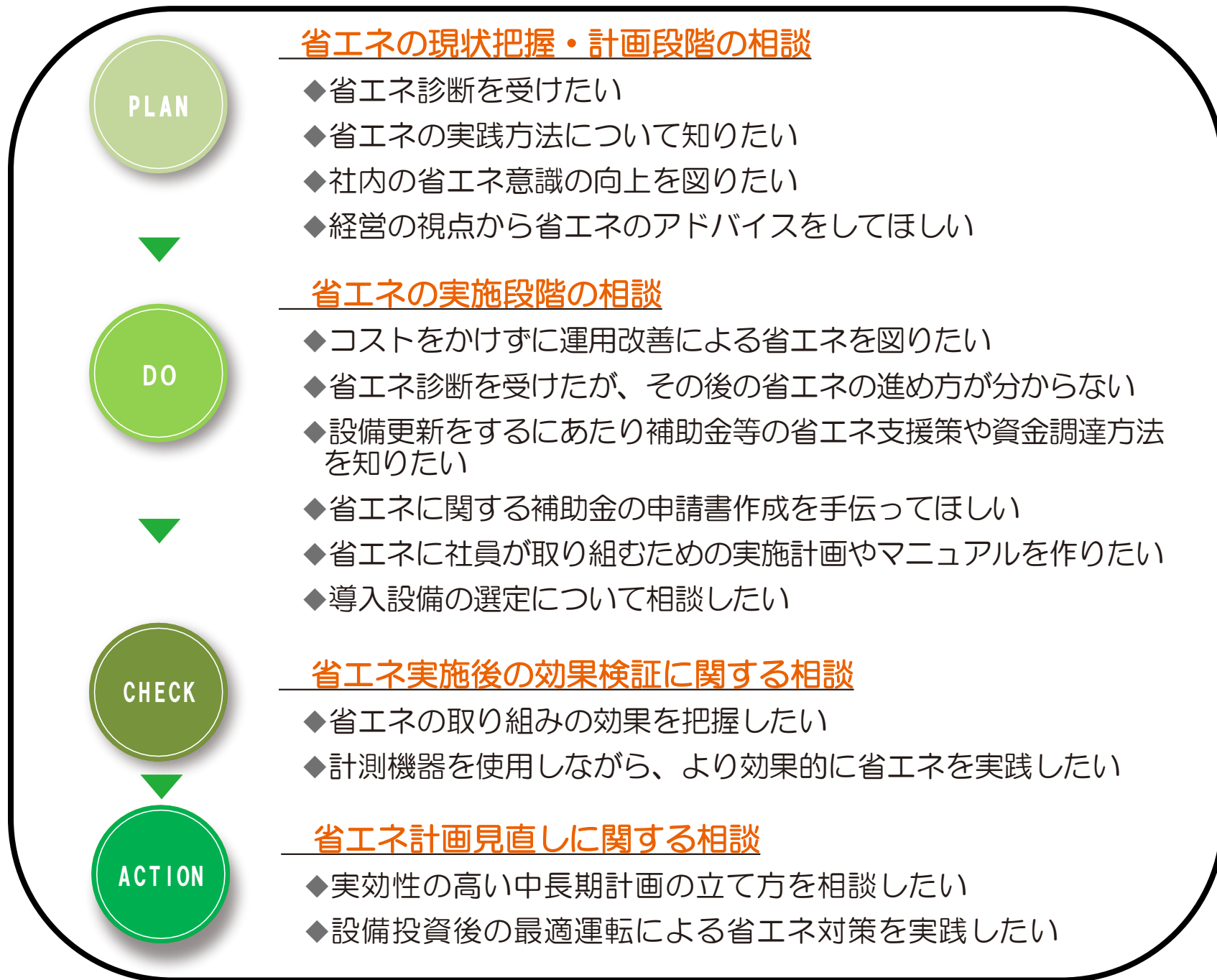
～「省エネルギー診断&相談」コンサル派遣期間：R元年12月末まで～

- ①本事業では、ご希望の事業者様に「エネルギー診断士」を無料で派遣し、省エネ診断をおこないます。
〔省エネ検討〕
- ②実際に現地にてエネルギーの使用量などの調査を行った上で、費用のかからない運用改善と、設備改善による省エネ提案を、それぞれの効果や投資回収と併せて提示します。
〔省エネ化計画〕
- ③実施計画をもとに事業者が、実際に省エネ設備や機器の導入を検討の場合は、「経営コンサル」などの専門家を、無料でのご相談が可能です。
〔経営体質&経営力強化〕
- ④省エネに関する各種補助金の資料を無料で作成します。
〔補助金の活用〕

★本省エネ診断の活用により、次回の補助事業で優遇される場合もあります!!

派遣対象：中小企業もしくは年間のエネルギー使用量（原油換算）が1500kℓ未満の工場・ビル等

◆支援のイメージ

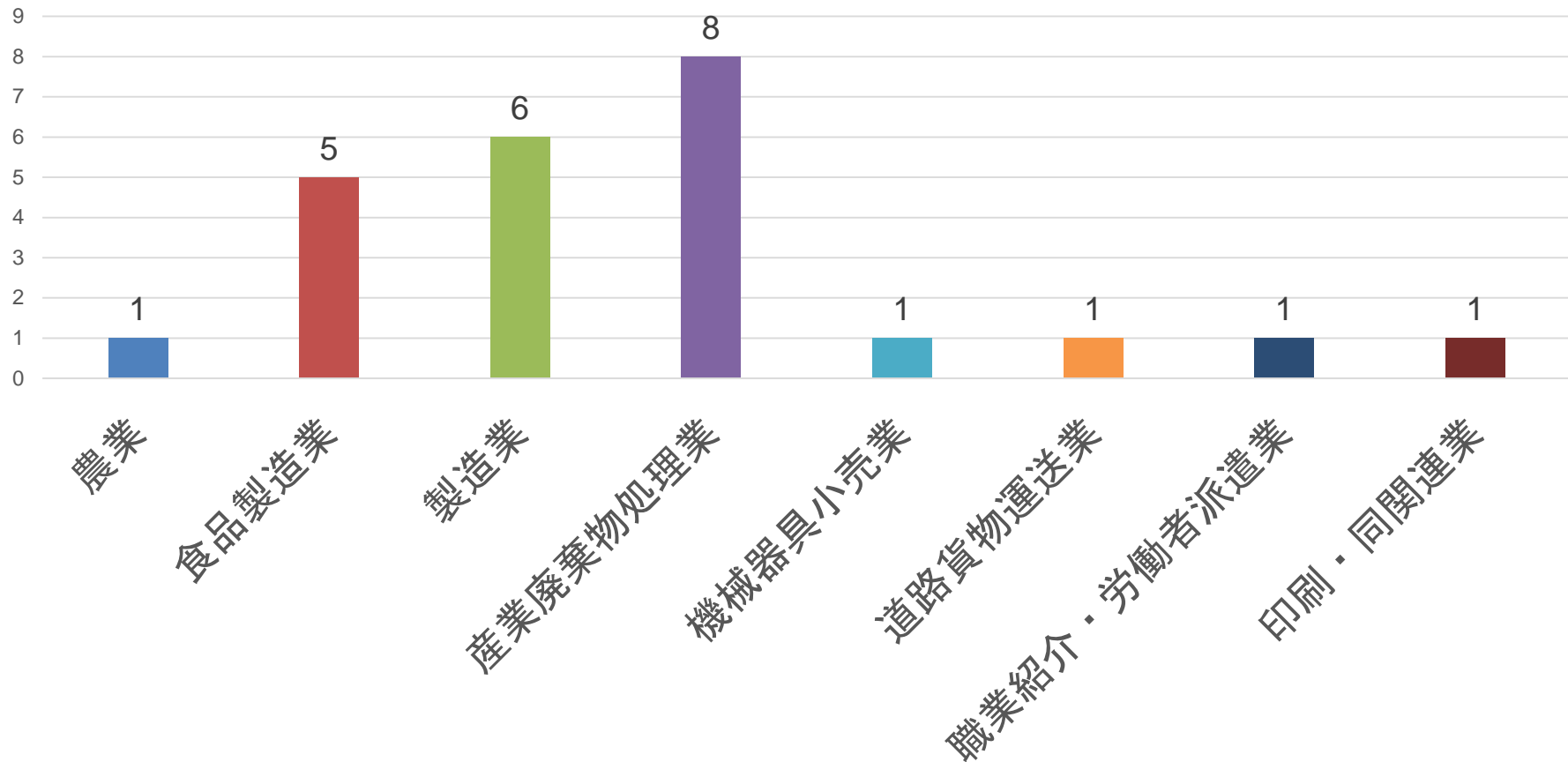


※「PLAN」から「ACTION」までどの段階でもご相談を承ります

◆宮城県プラットフォーム事業における 中小企業等への支援実績（平成30年度6月～12月）

- 中小企業を中心に24件の支援を実施。
- 省エネ診断、補助金の申請サポート、省エネ相談を実施。

省エネ支援実施企業（業種別）



- 平成29年度・平成30年度に宮城県「省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金」を活用して、省エネ設備改修に至った案件があり、その他にも平成31年度以降に補助金活用で設備改修を検討している案件もります。

◆国の主な補助事業の概要[令和元年度]

〔令和元年 5月時点〕

【ご参考】

事業名	【平成31年度】エネルギー使用合理化等事業者支援事業【Ⅰ 工場・事業場単位】 経済産業省	【平成31年度】エネルギー使用合理化等事業者支援事業【Ⅱ 設備単位】 経済産業省	【平成31年度】電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金【Ⅰ 工場・事業場単位】 経済産業省	【平成31年度】電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金【Ⅱ 設備単位】 経済産業省
主な事業内容	省エネ設備導入事業 (a)一般事業 省エネ率5%以上もしくは原単位改善率5%以上 (b)大規模事業 原油換算ベースで500kL以上の省エネ量を満たす事業 (c)連携事業 複数事業者の連携により、(a)または(b)を満たす事業 (d)エネマネ事業 エネマネ事業者と契約+EMS制御、運用改善等で省エネ率2%以上 ○事業終了後、報告義務(1年間) ※(d)のみ代理申請可	既存の設備を一定以上の省エネ性能の高い設備に更新する事業 ①高効率空調 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ⑦冷凍冷蔵設備 ⑧産業用モータ ○事業終了後、報告義務(1年間) ※三者購買要(代理申請可)	エネルギー管理を一体で行っている工場等において実施する次に掲げる事業(投資回収年数が5年以上の事業に限る。) (a)省電力設備導入事業 省電力設備への更新、改修等、EMSの新設により、電力使用量を10%以上削減する事業 (b)エネマネ活用事業 (a)の事業に加えて、SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いて、電力使用量を2%以上削減する事業 ○事業終了後、報告義務 ※(b)のみ代理申請可	次に掲げる設備区分に該当し、SIIが定める基準値を満たす省電力性能を有する設備に更新することにより、電力使用量を10%以上削減する事業 (ア)高効率照明 (イ)高効率空調 (ウ)産業ヒートポンプ (エ)業務用給湯器 (オ)高性能ボイラ (カ)低炭素工業炉 (キ)変圧器 (ク)冷凍冷蔵設備 (ケ)産業用モータ ○事業終了後、報告義務 ※三者購買要(代理申請可)
用途	民生・産業共(既築のみ)	民生・産業共(既築のみ)	民生・産業共(既築のみ)	民生・産業共(既築のみ)
期間	令和元年5/20～令和元年6/28	令和元年5/20～令和元年6/28	令和元年5/20～令和元年6/28	令和元年5/20～令和元年6/28
補助率と上限額	●補助率 ^[上限額等] (a)【中小企業等】1/3以内 (d)エネマネ事業と同時申請:1/2以内 【大企業】1/4以内(投資回収年7年未満:1/3以内) [上限:15億円/年、下限:100万円/年] (b)【中小企業等】1/2以内 (d)エネマネ事業と同時申請で1/3以内 【大企業】1/3以内 (投資回収年7年未満:1/4以内) [上限:20億円/年、複数年:60億円/年] (c)【中小企業等・大企業】1/2以内 【大企業】1/3以内 [上限:30億円/年、複数年:90億円/年] (d)【中小企業等】1/2以内 【大企業】1/3以内 [上限:15億円/年、下限:100万円/年] ●予算総額:約383.4億円 【Ⅰ工場・事業所単位+Ⅱ設備単位の合計】	●補助率:対象機器の1/3以内 [上限:3,000万円/事業] [下限:30万円/事業] (対象機器のみ。工事費等は対象外) ※大企業対象外 ●予算総額:約383.4億円 【Ⅰ工場・事業所単位+Ⅱ設備単位の合計】	(a)【中小企業等】1/3以内 (b)エネマネ事業と同時申請:1/2以内 【大企業】1/4以内 (b)エネマネ事業と同時申請:1/3以内(上限:15億円/年、下限:100万円/年) ※投資回収5年以上の事業が対象 ●予算総額:約100.4億円 【Ⅰ工場・事業所単位+Ⅱ設備単位の合計】 ※更新前の設備が電気であつ更新後の設備が電気を使用する場合のみ申請可能(それ以外はエネルギー使用合理化等事業者支援事業に申請)	●補助率:対象機器の1/3以内 [上限:3,000万円/事業] [下限:30万円/事業] (対象機器のみ。工事費等は対象外) ●予算総額:約100.4億円 【Ⅰ工場・事業所単位+Ⅱ設備単位の合計】 ※更新前の設備が電気であつ更新後の設備が電気を使用する場合のみ申請可能(それ以外はエネルギー使用合理化等事業者支援事業に申請)
窓口	(一社)環境共創イニシアチブ(SII)	(一社)環境共創イニシアチブ(SII)	(一社)環境共創イニシアチブ(SII)	(一社)環境共創イニシアチブ(SII)

◎各補助事業に関する詳細などは、各窓口のホームページ等にて、ご確認ください。

◆国の主な補助事業の概要[令和元年度]

〔令和元年 5月時点〕

【ご参考】

事業名	【平成31年度】先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業【ASSET事業】 環境省	【平成31年度】脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 環境省	【平成31年度】業務用ビルにおけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化、省CO2促進事業 環境省	【平成31年度】既存建物省エネ化推進事業 国土交通省
主な事業内容	<p>先進的で高効率な低炭素機器の導入を支援。</p> <p>①基準年度排出量をASSETモニタリング報告ガイドラインに定める方式にて算出できること ②補助事業実施後の基準年度より削減 ③ASSET事業対象製品導入比率50%以上であること ④運用改善等によるCO2排出削減目標量が全体に対して10%以上であること ⑤平成30年度にASSET補助金により機器等を導入した事業場等でないこと ⑥ASSET事業対象製品導入によるCO2削減効果・ランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること</p> <p>○事業終了後、報告義務</p> <p>※二者以上購買要(代理応募可)</p>	<p>冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の導入事業</p> <p>①エネルギー管理を一体で行う事業所単位で補助申請 ②応募時に、機器の設置場所の確定が必要 ③省エネ型自然冷媒機器導入に関する具体的な計画が必要 ④新規省エネ型自然冷媒機器導入に伴い、既存の機器を撤去する場合は、適正処理を行うこと</p> <p>○事業終了後、報告義務</p>	<p>業務用施設等におけるZEB化・省CO2化を促進する事業</p> <p>①ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証実験 →改修前に比べ50%以上のCO2削減に寄与する空調、照明、BEMS装置等の導入費用 ②既存建築物等における省CO2促進事業ア)民間建築物等におけるCO2改修支援事業 →改修前に比べ30%以上のCO2削減効果が必要イ)テナントビルの省CO2改修事業 →改修前に比べ15%以上のCO2削減効果が必要ウ)空き家等における省CO2改修支援事業 →改修前に比べ15%以上のCO2削減効果が必要 ③国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業 ④上下水道施設の省CO2改修支援事業</p> <p>○事業終了後、報告義務</p>	<p>既存のオフィスビル等の建築物の改修</p> <p>①躯体(外皮)の省エネ改修 ②建物全体で20%以上の省エネ(ただし、躯体(外皮)の改修面積割合が20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果) ③改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たし、建築物の省エネルギー性能を表示すること ④省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること ⑤令和元年度中に着工、令和元年度中に事業終了 ⑥改修後に耐震性を有すること ⑦事例集等への情報提供に協力すること</p> <p>○事業終了後、報告義務(2年間)</p> <p>※三者購買不要(代理申請可)</p>
用途	<p>民生・産業共(既築のみ)</p>	<p>民生・産業共</p>	<p>民生・産業共(既築・新築とも)</p>	<p>民生用途(既築のみ、住宅は対象外)</p>
期間	<p>平成31年4/25～令和元年6/4</p>	<p>平成31年4/8～令和元年5/17</p>	<p>平成31年4/22～令和元年5/27</p>	<p>平成31年4/15～令和元年5/27</p>
補助率と上限額	<p>●補助率： ASSET事業対象製品(本体・直属機器)：1/2以内 その他低炭素製品(本体・直属機器)・付帯機器：1/3以内 [上限：1.5億円/件](撤去・諸経費等は対象外) CO2削減1tあたりの補助額の小さい順から採択(リバースオークション方式)。 第三者認証によりCO2削減量を評価(有料)。</p> <p>予算総額：約37億円限度額＝2億円(単年度1.5億円)</p> <p>○CO2削減1tあたりの補助額の小さい順から採択(リバースオークション方式)</p> <p>○第三者認証によりCO2削減量を評価(有料)</p> <p>●予算額：約37億円</p>	<p>●補助率：対象経費の1/3以内</p> <p>対象※申請書には中小企業に該当か記載 (a)民間企業 (b)地方公共団体 (c)独立行政法人 (d)一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 (e)その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者</p> <p>上限額： 1事業あたり5億円(フランチャイズ形態のコンビニは1億7千万円)</p> <p>●予算総額：約75億円</p>	<p>●補助率： ①2/3(上限5億円)※既設の場合は上限3億円 ②ア)1/2(上限5,000万円) イ)テナントビルの場合1/3(上限4,000万円) ウ)2/3 ③1/2※太陽光発電のみ1/3 ④1/2※太陽光発電のみ1/3</p> <p>対象 ①建築物を所有する民間企業、地方公共団体等 ※延床面積要件あり ②ア)建築物を所有する民間企業等 イ)テナントビルを所有する法人、地方公共団体 ウ)空き家等を所有するもの ③国立公園事業者(宿舎事業、民間事業者に限る) ④水道事業者・下水道管理者等</p> <p>●予算総額：50億円</p>	<p>●補助率：対象経費の1/3以内</p> <p>補助限度額： 5,000万円/件(設備改修に係る補助限度額は2,500万円まで) ※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として2,500万円または省エネ改修にかかる補助額を限度に加算</p> <p>●予算額：99.83億円</p>
窓口	<p>(一社)温室効果ガス審査協会</p>	<p>(一財)日本冷媒・環境保全機構</p>	<p>(一社)静岡県環境資源協会</p>	<p>既存建築物省エネ化推進事業評価事務局</p>

◎各補助事業に関する詳細などは、各窓口のホームページ等にて、ご確認ください。

省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金

■ 受付期間：(第1期)平成31年3月27日(水)～5月31日(金)〔予算額:1億3千158万円〕 ※第1期で予算残が生じた場合、第2期へ繰り越し。
(第2期)平成31年8月初旬～9月初旬〔予算:1千万円〕

■ 申請窓口・所管官庁：宮城県 環境政策課 環境産業振興班

国の補助事業と併用可

概要

宮城県内事業者の省エネルギー設備などの導入と経営コスト削減を支援するため、省エネルギー設備の導入などに要する経費の一部を補助。

〔補助上限額：500万円〕〔補助対象経費(設計費・設備費・工事費・その他経費):100万円以上〕

対象機器

- ・高効率変圧器 ・高効率吸収式冷温水機 ・排熱投入型吸収式冷温水器
- ・高効率ターボ冷凍機 ・高効率ヒートポンプ熱源機 ・高効率ガスボイラ
- ・高効率業務用IHクッキングヒーター ・高効率家庭用IHクッキングヒーター ・高効率ヒートポンプ式給湯器
- ・高効率家庭用ヒートポンプ式給湯器 など ★LED照明等は県産ものづくり枠以外対象外(H30年度～)

省エネルギー
設備(例)

ただし、費用対効果が0.000100(t-CO₂/千円・年)以上である設備が対象。

申請枠・
各補助率

一般枠 省エネルギー診断、EMSの併設のない、
省エネルギー設備の導入事業

[一般枠] [EMS枠]
補助率：1/3以内

EMS枠 エネルギーマネジメントシステム(EMS)
を併設した、省エネルギー設備の導入事業

診断枠 省エネルギー診断※の結果に基づく
省エネ設備の導入事業

[診断枠] [県産認定品枠]
補助率：1/2以内

予算総額(計):
1億4158万円

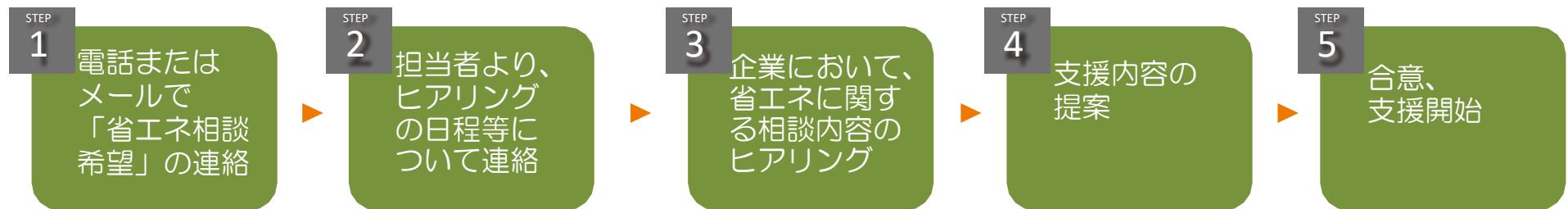
※省エネ診断:一般財団法人省エネセンター(ECCJ)、省エネPF事業者など県認定の診断

☆[県産ものづくり振興枠]もある：「新商品」特定随意契約制度などに登録の省エネ設備の導入。
([県産ものづくり振興枠]では、LED照明等も対象)

採択順位

①「EMS枠」、②「診断枠」、③「県産ものづくり振興枠、一般枠(当2枠は同順位)優先。予算額超過の場合、費用対効果などの優良な順で交付決定。

◆支援依頼のしかた



■次のような内容でも対応可

- 省エネを進めたいが何から始めていいのかわからない。
- 国の無料省エネ診断の説明を聞いたが、具体的な申込みの 手続きがわからない。（手伝って欲しい）
- 国の無料省エネ診断を受け、運用改善を進めたいのだが、既存の取引業者では対応できない。
- 補助金の種類が多すぎて、自社でどの補助金が活用できるのかよくわからない。（具体的な手続きがわからない）
- 省エネの機械を導入したが、機械の運用が適切か知りたい。
- お金をかからない運用改善の省エネについて知りたい。
- 設備導入の際の資金計画や採算性等の財務相談をしたい。

「省エネルギー診断&相談」コンサル派遣期間：R元年12月末まで

※NPO法人環境会議所東北では随時相談を受け付けております